

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託 (その1)
特記仕様書

1 適用

- (1) 本特記仕様書は、(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託 (その1) に適用する。
- (2) 公園緑地等設計業務共通仕様書第1条第3項の規定により適用する土木設計業務共通仕様書のうち、第102条第6項、第117条第4項及び第135条の規定は、本業務には適用しない。

2 業務目的

本業務は、(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園におけるコンストラクション・マネジメント及び工事監督支援の各業務を行うことにより、発注者及び工事監督員を支援し、円滑な公園施設の整備を行うことを目的とする。

3 用語の意義

本特記仕様書における用語の意義は、公園緑地等設計業務共通仕様書第1条第3項の規定により適用する土木設計業務共通仕様書第102条(第3項及び第7項を除く。)によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 「公園」とは、(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園をいう。
- (2) 「公園整備事業」とは、(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園を整備する事業をいう。
- (3) 「博覧会」とは、2027年国際園芸博覧会をいう。
- (4) 「工事監督員」とは、横浜市請負工事監督事務取扱規程第2条第1項(4)の規定による監督員のことをいい、総括工事監督員、主任工事監督員及び担当工事監督員を総称していう。
- (5) 「現場技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する技術者で、受託者が定めたものをいう。
- (6) 「公園各工事」とは、公園整備事業のうち、博覧会開幕(令和9年3月予定)までに施工を予定するものをいう。
- (7) 「監督支援対象工事」とは、公園各工事のうち、8に掲げるものをいう。
- (8) 「施工者」とは、公園各工事又は監督支援対象工事それぞれの受注者をいう。
- (9) 「関連工事」とは、横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信地区土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)の各工事、区画整理事業に関連して行う道路拡幅整備等の工事、博覧会会場整備事業の各工事(博覧会への出展者が発注する工事を含む。)をいう。

4 委託件名

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託 (その1)

5 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日まで

6 履行場所

瀬谷区瀬谷町 7449 番地 5

7 業務対象公園概要

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 公園名称 | (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 |
| (2) 公園種別 | 広域公園(予定) |
| (3) 所在地 | 瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町 |
| (4) 公園全体面積 | 約 65ha |

8 工事監督支援の対象工事

本業務での工事監督支援業務の対象工事は、次に掲げるものとする。

	工事名	業務対象期間*	主な工事内容
(1)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園中央エリア2地区整備工事	令和5年11月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(2)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園中央エリア3地区整備工事	令和5年11月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(3)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園東エリア1地区整備工事	令和5年11月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(4)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園東エリア2地区整備工事	令和5年11月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(5)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園北エリア1地区整備工事	令和6年2月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(6)	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園北エリア2地区整備工事	令和6年2月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(7)	未定	令和5年11月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式
(8)	未定	令和6年2月頃から 令和6年3月29日まで	移植工一式、植栽工一式、設備工一式

※業務対象期間とは、各工事について、本業務委託において工事監督支援業務を行う期間をいう。

上記の(1)から(8)までの工事費の合計は、約35億円を予定している。なおこの金額は予算額であり、実際の予定価格又は契約金額の合計とは異なる場合がある。

また、記載の工事件名、工事内容は予定で、変更となる場合がある。

各工事は令和5年10月以降順次契約予定だが、対象工事に変更がある場合は、設計変更の対象とする。

9 準拠図書

受託者は、1及び共通仕様書により適用する各仕様書のほか、下記に挙げる図書に準拠して行う。受託者は、各図書の諸規定を十分理解し、本業務を公平かつ厳正に責任を持って実施しなければならない。

諸規定の主なものは、次のとおりである。

- (1) 工事請負契約書及び設計図書
- (2) 横浜市土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び土木工事（下水道）施工管理基準
- (3) 公園緑地工事施工管理基及び公園緑地工事写真管理基準
- (4) 横浜市請負工事監督事務取扱規程
- (5) 官公署及び関係会社との協定及び許可条件等

10 業務内容

(1) コンストラクション・マネジメント業務

コンストラクション・マネジメント業務の内容は、次のとおりである。コンストラクション・マネジメント業務の対象工事は、特記のあるものを除き、公園各工事とする。また、各業務は、必要に応じて、関連工事と調整するものとする。

ア 全体施工計画の検討

公園各工事について、公園整備事業全体での仮設計画の概略を立案・調整し、各工事に配分す

る仮設工事の検討を行う。主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 全体の工事ステップ及び工程
- (イ) 各工事段階における公園区域内の工事用車両通路の検討
- (ウ) 各工事の工事ヤード、資材置き場、仮囲いその他の仮設計画
- (エ) 現場事務所及び監督員事務所（会議室を含む。）の設置場所、インフラの引き込み経路その他の共通仮設の計画

イ 全体会議の主催

工事段階での全体会議（各工事間の工程、工事計画等の連絡及び調整を行う会議をいう。）の主催、議事進行、議事録作成及びこれらに附随する業務を行う。全体会議の頻度は、毎週1回程度を予定している。

ウ 工事中の全体施工管理

- (ア) 工程管理
公園各工事の統合工程表を作成し、これに沿って全体の進捗管理を行う。
工事に遅れが出た際は、各工事の施工者、工事監督員及び関連する工事の関係者と調整の上、対応案を検討立案し、委託者に報告する。
- (イ) 搬入車両の台数管理
公園各工事の工事段階での搬入車両の台数の計画及び実績を週毎に集計し、環境影響評価で予測した台数との差異を委託者に報告する。計画台数が予測台数を超える場合は工事間の調整をし、報告する。

エ 近隣説明等補助

工事の近隣説明等の補助業務を行う。平均して月1回から隔月1回程度の頻度での会議出席及び会議資料作成や、工事進捗状況の広報資料作成等を行う。

オ 予算管理

公園各工事の設計変更等による工事費の増減を管理する。また、公園整備事業全体の予算の執行状況により、必要に応じて各工事の工事内容の再検討を行い、委託者に報告する。また、そのために必要な調整を行う。

カ その他上記の各業務に付随する業務

(2) 工事監督支援業務

工事監督支援業務の内容は、次のとおりである。工事監督支援業務の対象工事は、特記のあるものを除き、監督支援対象工事とする。

業務処理手順及び実施方法については、別添の工事監督支援業務処理基準書に基づくものとし、工事監督員と協議の上で実施するものとする。

ア 工事と設計図書との照合及び確認、施工者提出資料の確認等

- (ア) 設計図書の内容を把握及び意図を確認し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏等を発見した場合には委託者に報告する。必要に応じて委託者を通じて設計者に確認する。
- (イ) 工事の設計図書に基づく請負人に対する「指示・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、工事監督員に提出する。
- (ウ) 請負人から提出（提出、承諾、協議及び質疑事項）された資料（工事材料を含む。）及び施工現場と設計図書との照査、確認、立会等を行い、工事監督員に報告する。
- (エ) 請負人から提出された施工数量の確認及び報告

(オ) 次の各号に掲げる項目がある場合は、「現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、工事監督員に提出する。

- a 設計図書が現場条件と一致しないこと。
- b 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- c 設計図書の表示が明確でないこと。
- d 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- e 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- f 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

イ 設計変更の検討

(ア) 工事の設計変更時に必要となる資料の内容を照査、確認及び必要に応じ資料の作成を行い、委託者に提出する。

(イ) 工事の設計変更の必要が生じた場合の変更設計図面の作成

(ウ) 変更数量計算書の確認及び変更設計書の作成

(エ) 変更設計図面、変更数量計算書、変更設計書等の作成にあたっては、照査を適切に実施するものとする。

ウ 各工事の最新図面の管理

(ア) 設計図面の管理

公園各工事の最新の設計図面を集約管理し、関係各工事の関係者に共有する。

(イ) 総合図の作成及び管理

公園各工事の内容を集約した総合図を作成する。作成した総合図は常に最新の情報を保ち、各工事の変更事項及び施工状況を反映した最新版を関係各工事の関係者に共有する。

なお、総合図は竣工後に公園管理用の資料とする予定であるため、埋設物の種類、位置、深さ等については、現場施工状況を正確に反映するものとする。

エ 工事の安全管理及び周辺環境に配慮した施工状況の確認

(ア) 濁水の流出防止、騒音・振動・粉塵の抑制及び周辺清掃等の環境管理に関する業務

(イ) 安全管理計画書の確認

(ウ) 安全協議会への出席

施工者が主催する安全協議会に出席し、施工者による安全管理の履行状況の確認及び指導を行う。協議会への出席は月1回程度を見込む。

(エ) 安全管理計画書の履行状況、安全パトロールの履行状況その他工事現場の安全管理状況の確認及び指導を各工事で月1回程度行う。

オ 工事定例会議への出席

工事定例会議は、8に掲げる各工事についてそれぞれ週1回程度実施し、管理技術者又は現場技術者が立ち会うものとする。

カ 業務処理結果報告

受託者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書を作成し、委託者に提出するものとする。報告書の提出時期は、原則として1週間毎とし、緊急対応時その他重要な業務をした際は、都度提出するものとする。

(ア) 実施した業務の内容

(イ) その他必要な事項

キ 関係機関協議及び工事調整

工事監督支援にあたって必要なときは、関係機関との協議、申請補助を行う。電気、上下水道、ガス等のインフラや、関係法令手続きを想定している。

ク 緊急対応

その他上記各事項において施工上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては工事監督員等の指示により、情報の収集等を行うものとする。

ケ その他上記の各業務に付随する業務

(3) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時を見込む。中間打合せは業務の状況により必要に応じて開催するものとする。

なお、業務着手時および業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

(4) 報告書作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

11 技術者の配置

(1) 管理技術者

ア 受託者は、設計・測量等委託契約約款第 10 条の規定に基づき管理技術者を定め、別に定める様式「管理技術者等選定通知書」により委託者に通知するものとする。

イ 管理技術者は、次のいずれかの資格保有者でなければならない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算））

(イ) RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（注 1）（造園部門又は施工計画、施工設備及び積算部門）

(ウ) 1 級造園施工管理技士

(エ) 一級建築士

(2) 照査技術者

ア 受託者は、10(2)イの業務の実施のため、土木設計業務共通仕様書の定めるところにより、土木照査技術者を配置し、別に定める様式「管理技術者等選定通知書」により委託者に通知するものとする。

イ 照査技術者は、次のいずれかの資格保有者でなければならない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算））

(イ) RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（注 1）（造園部門又は施工計画、施工設備及び積算部門）

(ウ) 1 級造園施工管理技士

ウ 照査技術者は、現場技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

(3) 現場技術者

ア 受託者は、工事監督支援業務の実施にあたり、業務量に見合った適正な現場技術者を配置し、別に定める様式「管理技術者等選定通知書」により委託者に通知するものとする。現場技術者を変更する場合も、同様とする。

イ 現場技術者は、工事監督支援業務についてのみ配置を要するものとする。

ウ 現場技術者は、担当する工事の分野又は内容に応じて、土木設計業務共通仕様書第 107 条第 3 項に掲げる資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者、又は以下のいずれかの公園緑地関係の技術的経験を有する資格保有者若しくは技術者でなければならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算））

(イ) RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（注 1）（造園部門又は施工計画、施工設備及び積算部門）

(ウ) 1 級造園施工管理技士

(エ) 公園関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者（注 2）

エ 現場技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

(4) 担当技術者

ア 受託者は、土木設計業務共通仕様書の定めるところにより、担当する業務内容に精通した技術者を、担当技術者として配置することができる。

イ 受託者は、担当技術者を配置した場合、別に定める様式「管理技術者等選定通知書」により委託者に通知するものとする。担当技術者を変更する場合も、同様とする。

ウ 担当技術者は、土木設計業務共通仕様書第 109 条第 1 項の規定にかかわらず、適切な人数を配置するものとする。

(5) 適切な技術者の配置

管理技術者、照査技術者及び現場技術者を定めるときは、本業務の対象となる工事の請負人と、資本・人事面において関係があるものを置いてはならない。委託者は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。

ア 技術者の経歴・職歴

イ 資本・人事面に置いて関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受託者とその企業との関係に関する事項

12 成果品

(1) 業務報告書

業務報告書には、次の内容を含むものとする。

ア 業務処理結果報告書

イ 引継事項記載書

竣工後の維持管理上の注意点や、後続工事への引き継ぐ必要のある事項があるときは、それらを記載した書面を作成する。

ウ 総合図

(2) 成果品の納品方法

成果品の納品方法は、次のとおりとする。

ア 報告書（A4 判パイプ式ファイル綴じ） 1 冊

イ 電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 2 部

(3) 履行期間途中における成果品の部分使用が必要になった場合は、本市の指示に従うこと。

(4) 電子媒体には報告書 PDF データのほか、元データ（Microsoft Office 等の汎用形式）、関係資料、図面 CAD データ（元データ及び SFC 形式）を含むものとする。

13 業務委託証明書

(1) 受託者は、委託者に業務を行う現場技術者の業務委託証明書発行申請書を提出し、業務委託証明書発行の確認を受け、業務委託証明書及び腕章の交付を受けなければならない。

- (2) 現場技術者は、常に業務委託証明書及び腕章を携帯し業務にあたらなければならない。
- (3) 受託者は、業務委託完了時に業務委託証明書及び腕章を委託者に返却しなければならない。

14 その他

- (1) 契約締結後速やかに業務に着手し、所定の履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、造園等に関する有識者や関係団体等とも連携して検討を行うものとし、委託者の指示に基づき、十分協議を行うこと。その際、必要事項については委託者に適宜報告するものとする。
- (3) 本業務の内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、指示又は承認を受けること。
- (4) 仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (5) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典等はすべて明確にする。
- (6) 本業務に関連して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。これらに関して委託者の了承なしに公開しないこと。
- (7) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (8) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。
- (9) 成果品の納入先は環境創造局公園緑地整備課とする。

(注1) 「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいるものをいう。

(注2) 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として公園工事に係る工事発注業務及び工事監督業務のいずれかに従事した経験をいう。